

平成 29 年 4 月

生活文化局

東京朝鮮学園の施設財産にかかる状況について

朝鮮学校調査報告書（平成 25 年 11 月）に掲載された、学校法人東京朝鮮学園（以下、朝鮮学園という。）の準学校法人として不適正な財産の管理・運用に関しては、都による改善指導を実施してきたが、現時点の状況は下記のとおりである。

1 については、改善が図られており、2 については、都の指導により一定の取組が進められているが、3 については、事実上、学校法人の財産を第三者の債務弁済のために損失する結果となっている。

都は、朝鮮学園に対し、法令等に基づく適切な法人運営が行われるよう、引き続き改善指導を行っていく。

記

- 1 第 6 幼初級学校(大田区千鳥)及び西第 2 幼初級学校(町田市金森東)の敷地内に、朝鮮総連支部等の事務所が存在。朝鮮学園は、学校施設の一部を朝鮮総連支部等に無償で長期間貸与
《現時点の状況》

朝鮮総連支部等は平成 26 年 1 月末までに退去・移転

- 2 朝鮮学園は、在日朝鮮人団体のために土地(世田谷区経堂)を購入し、固定資産税程度の極めて低廉な賃料で貸与
《現時点の状況》

平成 26 年 3 月及び平成 29 年 3 月に賃料を値上げ

- 3 朝鮮大学校(小平市小川町)の第 2 グラウンドを朝鮮総連関係企業の負債のために担保提供
《現時点の状況》

第 2 グラウンドを売却し、売却代金で債務を弁済し、担保抹消。朝鮮学園が当該企業に対し、求償権に基づいて返済を催告している。なお、現在、当該企業は事実上の倒産状態であり、学園としては債権回収は困難と考えている旨の報告を受けている。